

鴨志田緑自治会 個人情報取扱方法（案）

制定 平成 30 年 4 月 15 日

（目 的）

第1条 この取扱方法は、本会が保有する個人情報について適正な取扱を確保することを目的として定めます。

（責 務）

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）等を遵守するとともに、自治会町内会活動において個人情報の保護に努めます。

（周 知）

第3条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年 1 回は会員に周知します。

（管理者）

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とします。

（取扱者）

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員（班長）とします。

（秘密保持義務）

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

（個人情報の取得）

第7条

第 1 項 本会は、会長が「鴨志田緑自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

第 2 項 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

第 3 項 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

第 4 項 本会が配付する鴨志田緑自治会名簿に記載する個人情報は氏名、住所、電話番号などで会員が同意する事項とします。

（利 用）

第8条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日ごろからの関係づくり

（管 理）

第9条

第 1 項 個人情報は、会長又は会長が指名する役員が保管するものとし、適正に管理します。